

再意見書

平成13年6月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-8019
とうきょうとちよだくうちさいわいちょういっちょうめ
住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
氏名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
すずき まさのぶ
代表取締役社長 鈴木 正誠

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第103号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

「接続ルールの見直しについて」の第二次
答申草案に関する再意見書

平成13年6月22日

NTTコミュニケーションズ

固定発携帯着の料金是正に関する取組みについて

(第二次答申草案P10)

「同答申第VI章では、提言事項の措置の進め方について次のとおり提言を行っており、これを受けた措置が図表4のとおり順次行われてきている。」

図表4(抜粋)

移動体通信事業者の設定する料金の改善	携帯電話事業者各社宛文書(平成13年2月6日総基料第21号)により文書指導
--------------------	---------------------------------------

弊社意見

- 前回の意見招請で述べさせて頂いたとおり、事業形態が複合化する通信業界における公正競争の確保、及び弊社直収サービスユーザの利便性確保の観点から、固定発携帯着の料金に問題があると考えております。
- 固定発携帯着料金の是正については、情報通信審議会の第一次答申において「今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要と考えられる。」とされ、これを受けて総務省は文書指導を行っていますが、具体的内容の公表を行っておりません。情報通信審議会の第二次答申においては、総務省により行われた具体的な指導内容等を盛り込み、総務省による取組みを明らかにして頂くことを要望します。

接続関連費用の負担の考え方について(DSM-I①)

(KDDI株式会社殿意見書P9)

○「DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになると思います。」

(東京通信ネットワーク株式会社殿意見書P6)

○「関東圏において約15%のシェアである弊社にとっても、『最低50M』という新ノードの仕様は『過大な容量』であるという事実から、新ノードの仕様は『接続事業者との円滑な接続を考慮したものではなかった』と言えると思います。」

弊社意見

- DSM-Iを基本的な接続機能とする第二次答申草案には賛成しますが、DSM-Iの接続料を既存の機能に含めて算定し回収することには反対します。
- 費用負担については、DSM-Iをアンバンドルし、利用事業者が利用見合いで負担すべきと考えます。
- 加入者交換機能に含めて費用負担することとした場合、DSM-Iを利用しない事業者が、振分機能にかかる費用を二重に負担する問題があります。
- DSLスプリッタの扱いと同様に、各事業者の経営判断に基づいた効率的な接続が可能となるような、利用しやすいネットワークの提供が行われるべきと考えます。

(詳細は次ページ以下)

1. DSM-Iの費用負担について

- ・ DSM-Iは、GC接続を行う際に同一ビル内の複数ユニットへの振り分けを行う機能(振分機能)であり、NTT地域会社のGC交換機と効率的な接続を行うために必要な機能であることから、基本的な接続機能と整理する答申草案に賛成します。

しかしながら、費用負担については、以下のとおり振分機能に係る費用の二重負担を回避するため、当該機能をアンバンドルし、実際に利用する事業者が利用見合いで負担すべきものと考えます。

2. 二重負担の問題について

- ・ GC交換機への接続の際には、同一ビル内の複数ユニットへの振分機能が必要ですが、振分機能の実現方法には、

- ①GC-IC間の伝送機能と一体となったNTT地域会社中継局におけるモジュールBによる振分
- ②接続事業者が設置する伝送装置による振分
- ③NTT地域のDSM-IIによる振分

の3パターンがあります(参考1参照)。(弊社は自社の伝送装置に既に具備している振分機能を用いてのGC接続(パターン②)を行うケースも予定しております。)

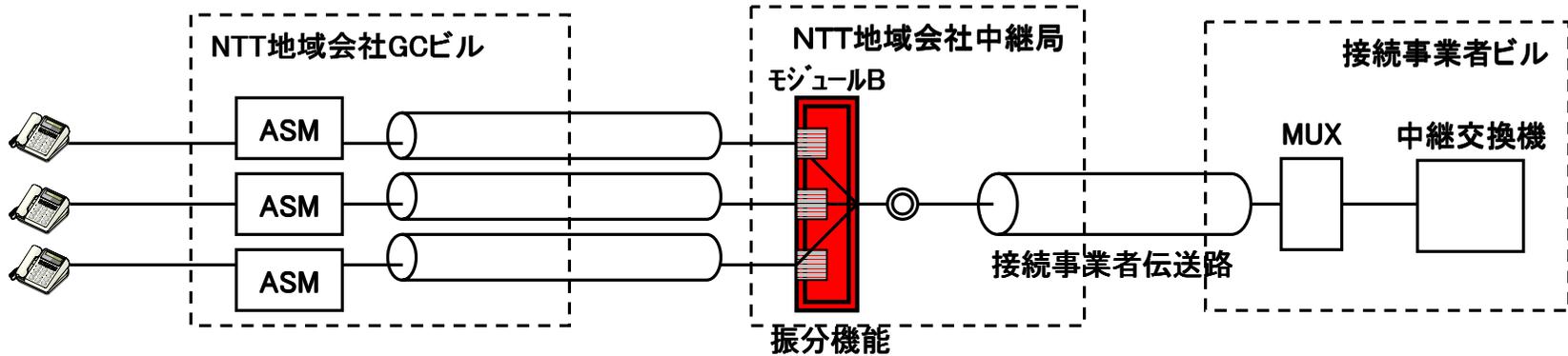
- ・ このうちパターン①およびパターン②及びIC接続をする事業者にとっては、DSM-Iのコストを加入者交換機能に含めて負担することとした場合、振分機能に係る費用について二重に負担することとなります。

3. 効率的な接続の実現について

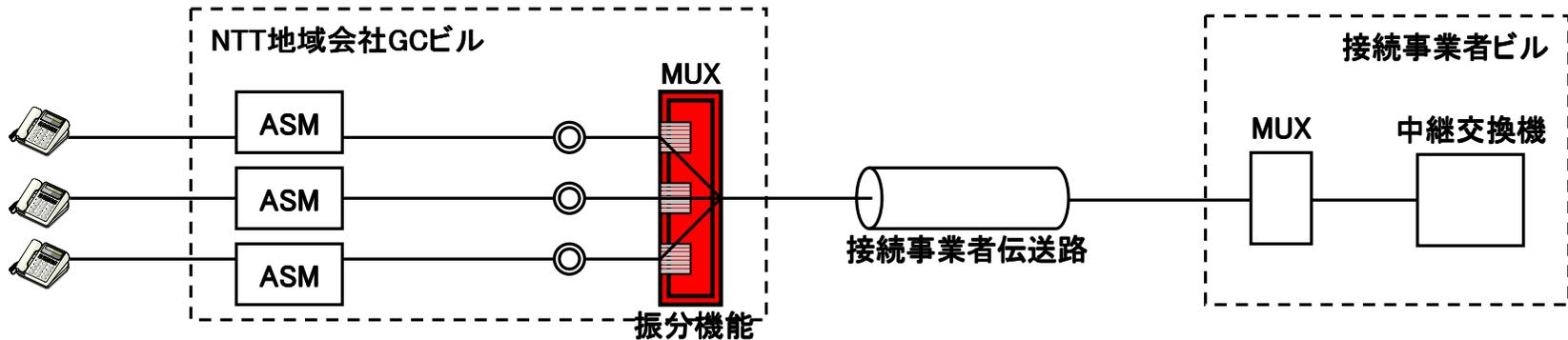
- ・ 接続事業者の競争力向上のためには、アクセス回線コストの低廉化が重要な課題であり、各事業者は設備投資リスクとの兼ね合いを見ながら、それぞれの経営判断で、自社ネットワークへの機能追加を行うか、NTT地域会社の設備を利用するかを選択しております。

従って、費用負担の在り方については、設備ベースでの自由な競争を阻害しないよう、自社網でより効率的に様々な機能を実現しようとする事業者にとって不利とならないような整理とすべきと考えます。

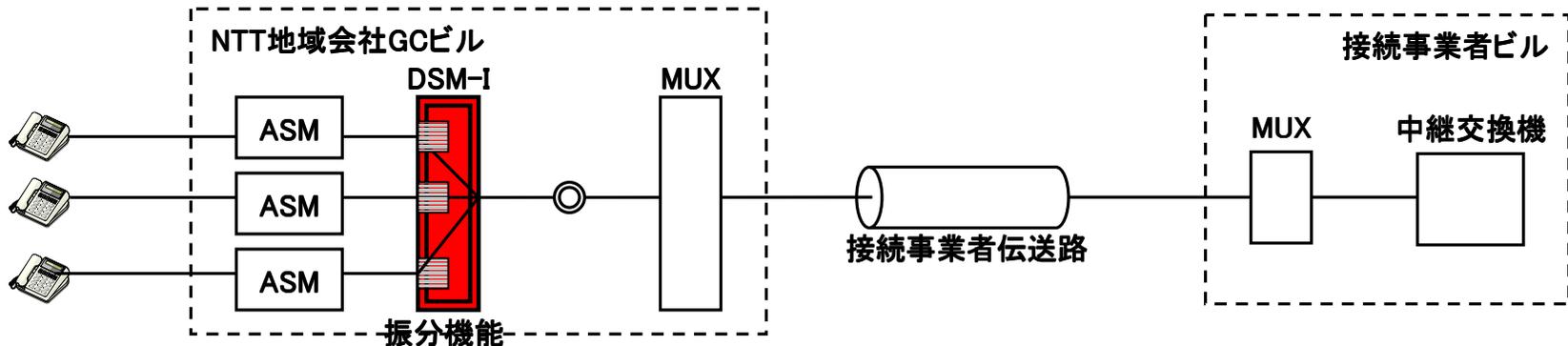
○ 接続パターン①：中継伝送専用機能を用いてGC接続するパターン



○ 接続パターン②：振分機能を持った伝送装置をGCビルにコロケーションしてGC接続するパターン



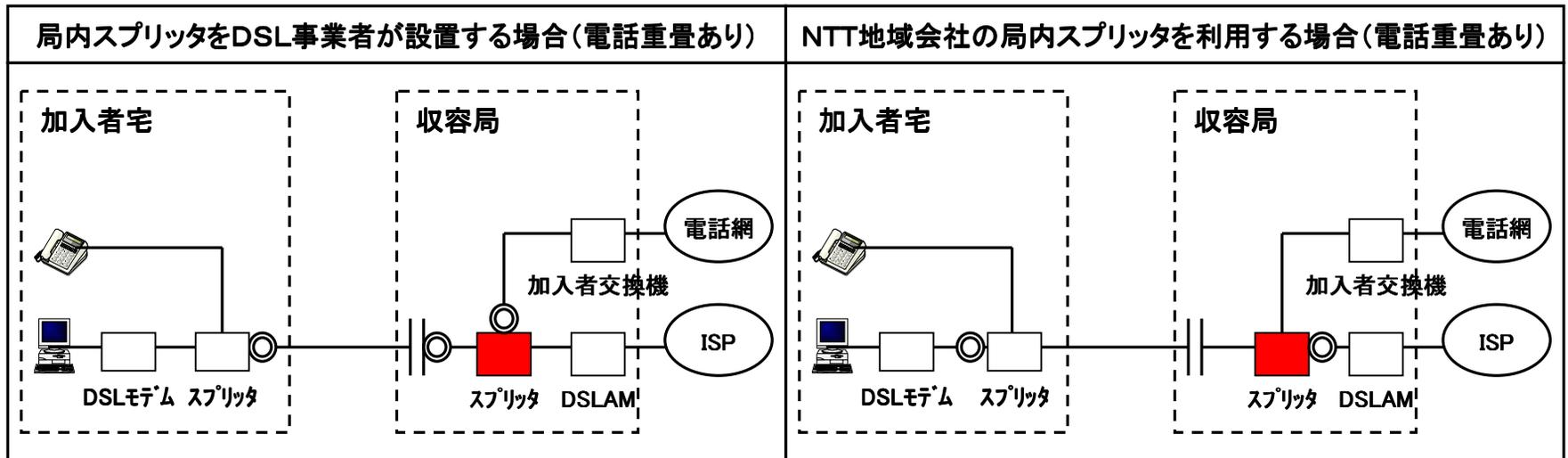
○ 接続パターン③：NTT地域会社のDSM-Iの振分機能を利用してGC接続するパターン



4. DSLとの比較について(下図参照)

- DSLサービスにおけるスプリッタについては、DSL事業者が自ら設置する場合とNTT地域の設備を利用する場合とがあり、NTT地域の設備を利用する場合のみ、機能としてアンバンドルされたスプリッタの費用を利用事業者が負担するよう整理されております。これは、局内スプリッタを自前で設置する事業者が不利にならないよう整理が図られたものと考えます。

GC接続用の振分機能についても、接続事業者が設置する場合とNTT地域の設備を利用する場合とがある点は同様であり、費用負担の整合性の観点及び設備ベースでの事業者間の競争促進の観点から、DSM-Iを実際に利用する事業者が利用見合いで費用負担すべきものと考えます。



接続関連費用の負担の考え方について(DSM-I②)

(NTT東西殿意見書P16)

○ 「仮に、DSM-Iのコストを加入者交換機能等を含めて回収しなければならないとしても、DSM-Iのみならず、NTT東西を含め他事業者も一般に利用しているModuleB等の現在『中継伝送共用機能』・『中継伝送専用機能』・『通話路設定機能』の網使用料で回収している伝送装置を含めて、『伝送装置の機能』と位置付け、同一のバスケットで扱い、コスト按分すべきと考えます。

(日本テレコム株式会社殿意見書P14)

○ 「答申草案を支持します。モジュールBについては基本機能として整理されており、これを小容量化したDSM-Iが個別負担として整理されることについては問題があると考えます。」

弊社意見

○ モジュールBについては、IC-GC間の伝送機能と一体のものとして、IC接続やNTT地域の中継伝送専用機能を用いてGC接続を行う事業者にその機能が提供されているものであることから、現状どおり、電話サービスについては「中継伝送共用機能」・「中継伝送専用機能」に含めて費用負担することが適当であると考えます。

接続関連費用の負担の考え方について(TCM)

(KDDI株式会社殿意見書P10)

○「本機能は、DSM-Iと同様の位置づけで、ネットワークが本来有すべき機能であり、基本的な接続機能であると考えます。」

(NTT東西殿意見書P17)

○「仮に、加入者交換機に含めて回収する場合でも、費用負担の公平性の観点から、ZC接続や当社のビル間の伝送路を用いてGC接続する場合に利用するTCMも同様に加入者交換機に含めて回収するよう変更が必要と考えます。」

弊社意見

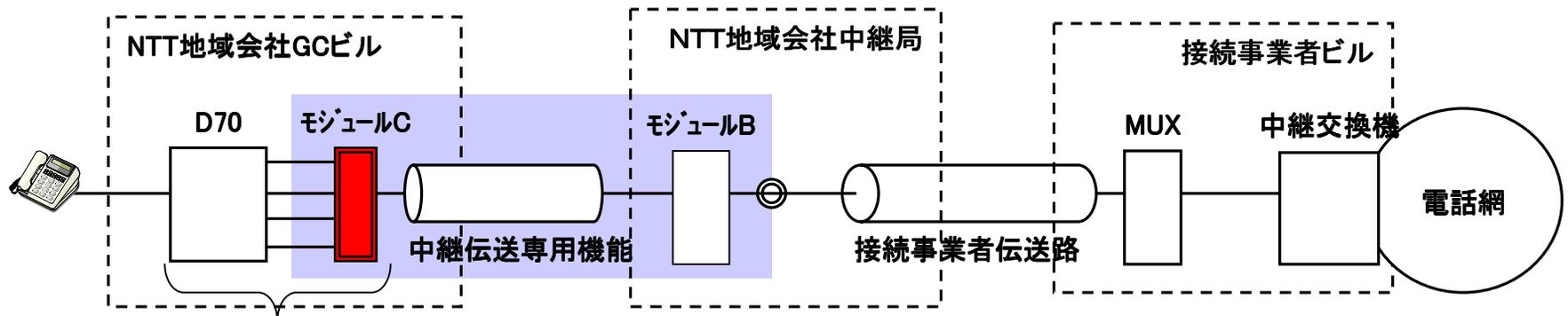
- TCMを基本的な接続機能として既存の機能に含めて費用回収すべきとする第二次答申草案に賛成します。
- 費用負担の公平性に関する、NTT東西殿の意見に賛成します。
- INS-Pサービスにおける費用についても同等性確保を要望します。

(詳細は次ページ以下)

○ TCMの費用負担について

- ・ D70交換機と接続するために利用するTCMはインタフェースの多重変換機能を提供しており、D70交換機とGC接続を行ううえで必要不可欠な設備であること及びASMではその機能が加入者交換機能に吸収されていることから、基本的な接続機能と整理し、加入者交換機能に含めて費用負担することが適当と考えます。

なお、費用負担の整合性およびTCMコスト二重負担回避の観点から、NTT東西殿の意見にもあるように、中継伝送共用機能・中継伝送専用機能に含めて回収されているD70交換機と接続するためのTCMのコストについても、加入者交換機能に含めて回収することになるものと考えます。(下図参照)

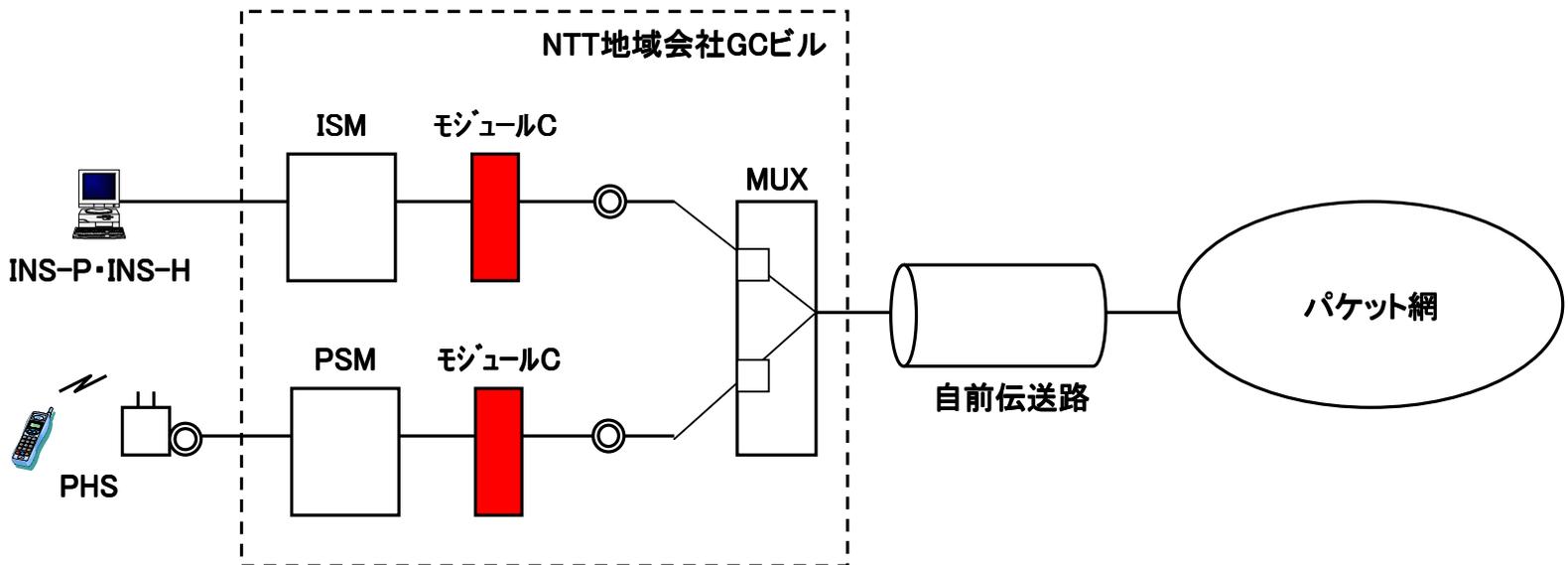


※加入者交換機能のコストとして、TCM(モジュールC)のコストを含めて回収

(□は現在の中継伝送専用機能)

○ 弊社サービスとの同等性の確保について

- ・ 弊社のINS-PサービスおよびPHS事業者の packet サービスにおいては、ISMまたはPSMから直接 packet 網へ接続する際にTCMを利用するケース(下図参照)が想定されます。このようなケースにおいてTCMを利用する場合でも、インタフェースの多重変換機能という機能には異なるところがないことから、負担する費用水準については、D70交換機との接続に利用するTCMとの同等性を確保することを要望します。
- ・ なお、コスト低廉化の観点から、TCMの提供にあたっては可能な限り共用化し、設備の効率化を図って頂くことを要望します。

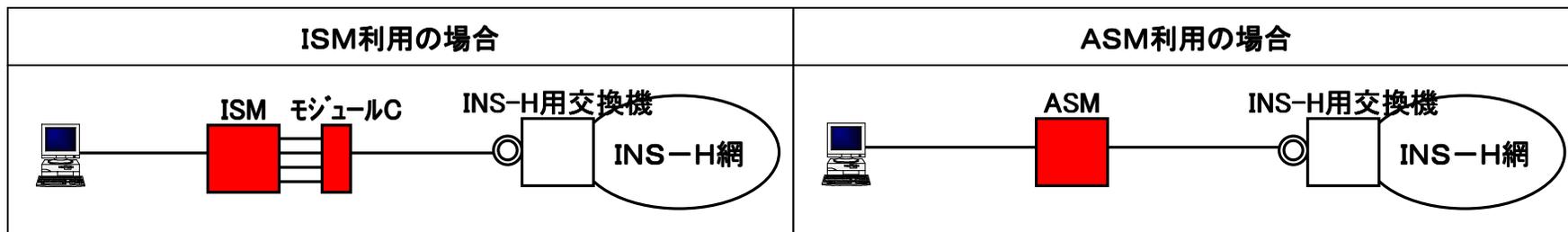


接続関連費用の負担の考え方について(ISM/ASM)

弊社意見

- INS-Hで利用するISM/ASMについても基本的な接続機能の検討対象とすることを要望します。

(注:INS-Hは、INSネット1500を利用し、Hチャンネル(H0チャンネル:384kbit/s・H1チャンネル:1.5Mbit/s)での高速な回線交換を行うサービス)



弊社が提供しているINS-Hは、NTT地域会社のISM/ASMを利用してサービスを行っており、その際、利用見合いのISM/ASMの費用については個別費用負担を行っております。

INS-Hで利用するISM/ASMが個別負担となった理由として、当時データ伝送役務で利用するISM/ASMが非指定電気通信設備と整理されていた事情がありましたが、現在ISM/ASMは役務に関わらず指定電気通信設備であると整理されております。

また、長期増分費用方式による網使用料においては、ISM交換機能の接続料は加入者交換機能と一体となっております。

INS-HでISM/ASMを個別専用的に利用している装置はなく、すべてBチャンネルサービスとの共用装置によりサービスを提供していることから、INS-Hで利用するISM/ASMについて、基本的な接続機能と整理し、Bチャンネルサービスにおける網使用料と同等の負担水準とすることを要望します。

なお、TCM(モジュールC)が加入者交換機能に含めて負担すべきであると整理された場合、INS-Hで利用するTCMの費用についても、加入者交換機能に含めて負担するものと考えております。